IC 旅券用交付窓口端末機賃貸借仕様書

1 目的

本市で行っている、IC 旅券（パスポート）の申請受付・交付に関する事務において、この IC 旅券を区役所にて交付する際に、旅券の IC チップの内容を読み取り表示し、記録内容に誤りがないことを申請者にも確認してもらうため、IC 旅券用交付窓口端末機が必要となる。本業務はこの機器の賃貸借契約を行うもの。

2 賃貸借期間

令和9年（2027年）3月1日～令和14年（2032年）2月29日

3 契約方法

長期継続契約

4 業務の概要

IC 旅券用交付窓口端末機構成内容

・制御用ノートパソコン
・パスポートリーダー
・申請者向けディスプレイ
・アプリケーションソフトウェア

以上の機器（ソフトウェア含む）について、機器の調達を行い、必要なアプリケーションのセットアップ及び動作確認を実施し、各設置場所に配置すること。

なお、契約には各機器及びソフトウェアのサポート保守も含むこと。

5 設置場所

設置場所	住所	設置台数（式）
中央区役所区民課	熊本市中央区手取本町１番１号	２
東区役所区民課	熊本市東区東本町16番30号	1
西区役所区民課	熊本市西区小島二丁目7番1号	1
南区役所区民課	熊本市南区富合町清藤405番地3	1
北区役所区民課	熊本市北区植木町岩野238番地1	1

6 IC 旅券用交付窓口端末機の機能要件

（1） 読取り対象となる旅券

ア ICAO Document 9303 に準拠する IC 旅券の読取りと IC に記録された情報の表示を可能とすること。

イ 現行の日本の IC 旅券（ Basic Access Control 、Passive Authentication 、Active Authentication 及び Password Authenticated Connection Establishment 対応）の読取りと IC に記録された情報の表示を可能とすること。

ウ 新 IC 旅券（Passive Authentication、Active Authentication 及び Password Authenticated Connection Establishment 対応）の読取りと IC に記録された情報の表示を可能とすること。

（2） 基本機能

IC 旅券用交付窓口端末機一式の基本機能は以下のとおりとする。

ア 光学的スキャナにより IC 旅券の身分事項ページの MRZ を読み取ること。

イ IC チップから旅券情報の読み取りを行う。

（ア） 上記アで読み取った MRZ を鍵として、Basic Access Control に則り、当該 IC 旅券の IC チップから旅券情報の読み取りを行うこと。

（イ） 上記アで読み取った MRZ を鍵として、Password Authenticated Communication Establishment に則り、当該 IC 旅券の IC チップから旅券情報の読み取りを行うこと。

ウ Passive Authentication に則り、外務省が配付する公開鍵証明書(CSCA 証明書)で IC チップに記録された公開鍵証明書(DS(Document Signer)証明書)の署名を検証後、同公開鍵を使用して、当該 IC 旅券の IC チップに記録された情報に改ざんがないことを検証すること。

エ Active Authentication に則り、当該 IC 旅券の IC チップが真正であることを検証すること。

オ 上記で読み取った旅券情報(EF.DG1 及び EF.DG2 に記録された情報)とウ及びエの検証結果を、旅券をかざしてから5秒以内にディスプレイに表示すること。

（3） IC 旅券用交付窓口端末機一式のハードウェア構成及びハードウェア要件

ア 制御用ノートパソコン

（ア） ディスプレイは LED 液晶方式で、大きさはおおむね16 インチ前後であること。

（イ） CPU、メモリ及びハードディスク容量は、IC 旅券の読取りに十分な容量とすること。

（ウ） 日本語表記のキーボードを有すること。

（エ） CD-ROM ドライブを内蔵すること。

（オ） 本体下部にタッチパッドを有すること。

（カ） OS は、導入時点で最新のバージョン、かつ最新の不具合修正およびセキュリティパッチが適用されたものを提供すること。

（キ） USB2.0 または USB3.0 ポート

本調達に含める周辺機器及び電源等をすべて接続したうえで、USB-A 又は USB-C に少なくとも1ポートの空きを有すること。不足する場合は USB ハブを追加することも可とする。 HDMI 出力端子を有すること。

（ク） 電源 AC100V 50Hz および 60Hz に対応すること。(トランスは不可とする。)

（ケ） 電源ケーブル 3.5m 以上 (AC アダプター含む)

（コ） バッテリーを筐体内に内蔵していること。

（サ） 盗難防止のためのセキュリティロックスロットを有し、ワイヤーロックを付属すること。

（シ） 本節工項「申請者向けディスプレイ」以外にも発注者が別途用意する外付けディスプレイを接続可能とすること。接続は USB 方式又は HDMI を想定する。

イ USB マウス

ウ パスポートリーダー

（ア） MRZ 読取り用光学的スキャナを内蔵すること。

MRZ の仕様は ICAO Document 9303 に準拠する。ただし、渡航文書の種別コード 2 文字目の標準化に伴い、MRZ の上段先頭から 2 文字目を使用することに留意すること。

（イ） 非接触 IC リーダーを内蔵すること。

IC リーダーは以下の要件を満たすこと。旅券に搭載された IC のデータ構造は、ICAO Document 9303 に準拠する。

A　ISO/IEC 14443 の非接触式 Type A 及び Type B に準拠していること。
B　通信速度 106～847kbps に対応すること。
C　ICAO Document 9303 に準拠した旅券の IC チップを読み取れること。
D　Supplemental Access Control、Passive Authentication に対応すること。

（ウ）USB 接続とし、USB ケーブル（50cm 程度）を付属すること。ケーブルが長い場合は束ねて納品すること。

（エ）ドライバを CD-ROM で提供すること。

（オ）電源

上記ア（ク）と同様。

（カ）電源ケーブル

2m～4m以上 （AC アダプター含む）で国内用 100V に対応できるケーブルとする。

（キ）電磁妨害波規格

VCCI クラス A 及び必要な電波法に準拠すること。VCCI クラス A と同等の国際規格等の取得でも可とするが、その場合は疎明資料を提出すること。

エ 申請者向けディスプレイ

（ア）LED 液晶方式 でおおむね16インチ前後であること。

（イ）電源

上記ア（ク）と同様。

（ウ）電源ケーブル

上記ウ（カ）と同様。

（エ）制御用ノートパソコンとの接続は USB 又は HDMI とし、必要なケーブルを同梱すること

（4）IC 旅券用交付窓口端末機一式のソフトウェア構成及びソフトウェア要件

ア IC 旅券読取アプリケーション

IC 旅券読取アプリケーション（日本語版）を制御用ノートパソコンに搭載すること。

IC 旅券読取りアプリケーションは、申請者向けディスプレイ及び制御用ノートパソコンのディスプレイに IC 旅券から読取った情報を以下のとおり表示すること。

（ア）制御用ノートパソコンのディスプレイ（窓口職員側）に表示する情報

各情報には日本語で項目を表示すること。A以外は IC チップから読み取ったデータを表示すること。

A　MRZ（券面から OCR で読み取ったデータ）
B　顔画像（DG2）
C　旅券番号（DG1 から抽出）アルファベット大文字表記
D　姓（DG1 から抽出）アルファベット大文字表記
E　名（DG1 から抽出）アルファベット大文字表記
F　生年月日（DG1 から抽出）

申請者が見やすい表示とすること。例：790220（1979 年 2 月 20 日）

G　性別（DG1 から抽出）

申請者が見やすい表示とすること。例： F（女性）

H　有効期間満了日（DG1 から抽出）

申請者が見やすい表示とすること。例：160320（2016 年 3 月 20 日）

I　国籍（DG1 から抽出）（表示例：JPN （日本））
J　発行国（DG1 から抽出）（表示例：JPN （日本））
K　BAC 読み取り結果

BAC 機能のみの旅券を読み取った際は、BAC 読み取り結果を表示し、PACE 読み取り結果は表示しない。また、SAC 旅券を読み取った際、BAC 読み取りも行った場合は BAC 読み取り結果を

表示する。

L　PACE 読み取り結果

SAC 旅券を読み取った際は、PACE 読み取り結果を表示する。

M　電子署名検証結果（電子署名検証結果（Passive Authentication に則り、外務省が配付する公開鍵証明書（CSCA 証明書）と IC に記録された公開鍵を認証後、同公開鍵を使用して、当該 IC 旅券の IC チップに記録された情報に改ざんがないことを検証）

N　能動認証結果

Active Authentication の検証結果（Active Authentication に対応していない旅券を読み取った際は結果を表示しない。）

O　操作メニュー

例：画面表示消去、MRZ 修正、CSCA 証明書更新、業務終了等

（イ）申請者用ディスプレイに表示する情報

上記（ア）A～Jとし、K～Oは表示しない。

（ウ）OCR エラーに対応するための上記 Aの MRZ 編集機能及び編集後の MRZ による再読取り結果の表示機能を有すること。

（エ）ディスプレイに表示された旅券情報の消去ボタン

次の申請者に個人情報を見られないように表示内容の消去ボタンを有すること。また、同ボタンは申請者用ディスプレイ側も連動して旅券情報の消去ができること。

（オ）上記（ア）Mで使用する公開鍵証明書（CSCA 証明書）は定期的に更新されるため、同公開鍵証明書を追加するための USB メモリからのインポート機能を有すること。

（カ）賃貸借期間にわたって、必要なプログラムの修正モジュールが継続的に提供されること。

イ セキュリティ対策

（ア）ホワイトリスト型のウィルス対策ソフト

A　IC 旅券確認用端末は、LAN 及びインターネットに接続せずスタンドアロンで運用することを想定している。ただし、不正な USB メモリ等の利用により外部からウィルスに感染する可能性が排除できないため、ウィルス対策ソフトを制御用ノートパソコンに搭載すること。

B　同パソコンはインターネットに接続せず、ウィルス定義ファイルの更新ができないため、ホワイトリスト型のウィルス対策ソフトを搭載すること（参考銘柄：McAfee Application Control）。

C　動作可能なアプリケーションリストとして、IC 旅券読取アプリケーションその他保守に必要な機能のみを登録すること。

D　本仕様書に記載はないが登録が必要と思われるその他機能については発注者と協議すること。

（イ）IC チップから読み取った旅券番号と読み取り結果及び検証結果をログとして端末内に保存し、その個人に紐付く旅券情報は端末内に蓄積しないこと。

（ウ）熊本市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）を遵守すること。

（エ）本機器において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守し、適切な管理を行うこと。

7 付帯作業等

付帯作業として以下の作業を行う。

（1）制御用ノートパソコンへのソフトウェアインストール作業

（2）制御用ノートパソコン、マウス、パスポートリーダー、申請者向けディスプレイの接続及び動作確認

（3）パスポートのICチップを読み取り制御用ノートパソコンにICチップ内の情報が表示され、申請者向けディスプレイにも同情報が表示されるかの確認作業（確認作業に使用する旅券は発注者で準備する。）

8 設定及び納品

（1） 納品について

ア 令和9年（2027年）2月28日までに、指定台数の機器を指定の納入場所へ納品するとともに、必要な設定作業及び機器の動作確認を完了すること。

イ 構成するすべてのハード機器及びアプリケーションの取扱説明書（日本語）の印刷物を付属すること（電子データを記録しマスターCD として発注者に2枚（正・副）納品すること。）。

ウ 機器を梱包している箱等は、納品する者の責任において処分すること。

（2） 設定について

ア 受注者は、OS の設定において、管理者権限を有するユーザーアカウントと、通常の業務に使用する一般ユーザーアカウントをそれぞれ設定すること。管理者権限を有するユーザーアカウントについては、発注者が利用及び管理できる状態で引き渡すこと。

イ 設置時または設置後、機器が正常に動作しないことが判明した場合、再設定すること。

（3） その他

ア 機器またはメーカーに指定のあるものについては、代替品を認めないものとする。

イ 機器には、保守管理が円滑に実施できるように、管理用のラベルを用意し、貼付けること。

ウ 設置・接続作業に際し、機器またはインストールソフトウェアに起因する障害が発生した場合は、速やかに原因を究明し、機器の取換え等の対応を行うこと。

エ 全てのソフトウェアについて必要であればユーザー登録を行い、登録したシリアルナンバー等の一覧表を作成し提出すること。

オ 本仕様書に明記されていない細部の事項については、発注者の指示に従うこと。

9 機器の保守について

（1） 受注者は、履行期間中の機器の故障についての連絡窓口などを含めた保守体制図を提示すること。

（2） 調達する機器、ソフトウェアについては、履行期間中の保守サポートを行うこと。サポートに関する費用は受注者にて負担すること。

（3） 保守は発注者の業務時間である平日8：30～17：15（土、日、祝及び年末年始を除く）の間にオンサイトで行うこと。オンサイトでの保守が難しい場合は、センドバックも可能とするがその場合は代替機を用意すること。

10 契約期間満了時の処置について

（1） 契約期間満了時等の機器返還の費用は受注者側が負担すること。

（2） 返還前には、端末のハードディスク内のデータを抹消するため、以下のいずれかの方法をもって抹消措置をおこなうこと。なお、抹消の方法等については、双方協議のうえ決定し、作業終了後はその旨を証明する証明書及び作業報告書を提出すること。

・物理的な方法による破壊
・磁気的な方法による破壊
・OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトによる上書き消去
・ブロック消去
・暗号化消去